

青色申告 一連番号
整理番号
事業年度(至)
売上金額
申告年月日
通信日付印 確認印 庁指定 局指定 指導等 区分
申告区分
法人税
平成 年 月 日 事務所長殿
事業種目
納税地
法人名
代表者
住所

申告書
申告書
平成 年 月 日 事業年度分の法人税
課税事業年度分の地方法人税
(中間申告の場合 平成 年 月 日)
この申告書による法人税額の計算

Table with 15 rows and 4 columns. Columns: 十億, 百万, 千, 円. Rows include: 所得金額又は欠損金額, 法人税額, 法人税額の特別控除額, 差引法人税額, 課税土地譲渡利益金額, 課税土地譲渡金, 課税留保金額, 法人税額計, 控除税額, 中間申告分の法人税額, 差引確定額.

Table with 12 rows and 4 columns. Columns: 十億, 百万, 千, 円. Rows include: 課税標準法人税額, 課税標準法人税額, 地方法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 差引地方法人税額, 中間申告分の地方法人税額, 差引確定額, この申告書による還付金額, 所得金額に対する法人税額, 課税留保金額に対する法人税額, 課税標準法人税額, 地方法人税額, 還付を受けるべき地方法人税額, 剰余金・利益の配当額, 還付を受けるべき地方法人税額.

法 0301-0101
税理士
署名押印

御注意
1 期末の資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人のうち、次の①から③までのいずれかの法人(以下「大法人」といいます)と認められる法人(以下「非中小法人」といいます)に該当する場合は、この表の間の「非中小法人等」を〇で明記します。
①資本金の額又は出資金の額が一億円以上の法人
②法人税法第30条の7に規定する受託法人(2)において「受託法人」といいます。
③相互会社
2 「48」から「50」までの各欄は、期末の資本金の額若しくは出資金の額が、億円以下の法人、資本若しくは出資を有しない法人、一般社団法人等又は人格のない社団等(1)に該当する非中小法人等、相互会社、投資法人、特定目的会社及び受託法人を除きます。に該当する場合には記載します。